

県内市町村等に係る平成24年度決算の概況について

標記について、別添資料のとおり取りまとめましたので公表します。
なお、概要については、下記のとおりです。

記

1 健全化判断比率等 【P1～P2】

- 健全化判断比率は、県内全市町村において早期健全化基準未滿となりました。
- 資金不足比率は、県内市町村等が経営する全ての公営企業会計において経営健全化基準未滿となりました。ただし、3会計において資金の不足額が発生したため、解消に向けた取組が必要となります。

※平成25年9月30日付けで公表した各比率の暫定値から異動はありません。

2 普通会計 【P3～P8】

- 決算規模は、歳入・歳出ともに増加となりました。実質収支は3年連続で全団体において黒字となりました。
- 歳入は、主に地方債の増加により全体としては増加しましたが、地方税や地方交付税の減少により一般財源¹の総額は減少しました。
- 歳出は、人件費や物件費は削減できたものの、土地開発公社の解散に伴う補助費等や紀伊半島大水害からの復旧事業が本格化したことから災害復旧事業費が増加したため、全体として増加しました。
- 経常収支比率²は、地方税等の減少により経常一般財源等³が減少したことから、前年度を上回る92.9%となりました。また、3年ぶりに100%以上となる団体（御坊市）が発生しました。経常収支比率が高い団体については、今後経常経費の削減等に努め、財政構造の弾力性を確保する必要があります。

¹ 一般財源：地方税や普通交付税など、用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源。

² 経常収支比率：経常一般財源等のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合を示したもの。比率が高いほど、財政構造の硬直化が進んでいるとされている。

³ 経常一般財源等：一般財源等のうち、毎年度経常的に収入される財源。

3 公営企業会計 【P 9～P 11】

- 経営状況（総収支）は、全145事業中123事業が黒字となりましたが、一部の下水道事業や宅地造成事業における多額の赤字が影響し、全体としては赤字となりました。
- 企業債現在高は、平成18年度をピークに減少を続けています。
- 他会計からの基準外繰入金は減少しましたが、下水道事業、宅地造成事業及び病院事業において依然多額となっています。基準外繰入は財源補填目的であるため、今後も減少が求められます。

4 土地開発公社 【P 12】

- 第三セクター等改革推進債等を活用した抜本的改革を推進したことにより、平成24年度において3公社が解散しました。解散が進んだこと等により、債務保証⁴額は対前年度比で36.4%の減少となりました。

5 第三セクター 【P 13】

- 市町村から損失補償⁵を受けている法人が3法人となりましたが、このうち湯浅町開発公社は破産手続き中となっています。

〈総括〉

- ・ 県内市町村等においては、人件費等の経常経費削減や土地開発公社の解散といった抜本的な改革など、財政健全化への取組を積極的に推進しています。
- ・ 健全化判断比率等を見ても、一部の公営企業会計で資金不足が発生しているものの、県内市町村等の財政状況は概ね健全と言えます。
- ・ しかしながら、今後も、南海トラフの巨大地震に備えた防災・減災対策、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加、また一部の団体においては、第三セクター等改革推進債の発行による公債費の増加が見込まれることから、引き続き効率的な財政運営が求められます。

⁴ 債務保証：土地開発公社が金融機関から融資を受ける際、地方公共団体が債務者（公社）のために、当該金融機関に対して、その債務の弁済を保証すること。

⁵ 損失補償：第三セクターが金融機関等から融資を受ける場合、その融資の全部又は一部が返済不能となって金融機関等が損失を被ったときに、地方公共団体が融資を受けた法人に代わって、金融機関等に対してその損失を補償する契約のこと。